

公益財団法人広島観光コンベンションビューロー賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人広島観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）の賛助会員に関し、ビューロー定款に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書（第1号様式）により、理事長に申し込むものとする。

(賛助会員の区分)

第3条 賛助会員は、正会員及び個人会員に区分する。

- (1) 正会員は、広島のコベンション及び観光の振興に深い関心を有し、当法人の事業活動を積極的に支援する企業及び団体とする。
- (2) 個人会員は、コンベンション及び観光に関心のある個人とする。

(会員の特典)

第4条 賛助会員は、ビューロー定款第47条第2項に定めるもののほか、別表1の左欄に掲げる会費口数に応じ、それぞれ同表右欄に掲げるサービスを受けることができる。

(会費の納入等)

第5条 賛助会員（広島市及び広島県を除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 年間1万5千円を1口とし、1口以上とする。
 - (2) 個人会員 年間1万円を1口とし、1口以上とする。
- 2 前項の会費は、毎会計年度当初に納入しなければならない。ただし、年度の中途に入会した賛助会員は、別表2の左欄に掲げる入会月に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる会費を納入しなければならない。

(会費の使途)

第5条の2 前条の会費は、ビューローの主たる目的を達成するために必要な公益目的事業費及び管理費に使用するものとする。

(会員資格の喪失)

第6条 賛助会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡又は失踪宣言を受け、若しくは賛助会員である団体が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第7条 賛助会員は、退会届（第2号様式）を提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 賛助会員が、ビューローの名誉を傷つけ、又は目的に違反したときは、理事現在数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

(会費の不返還)

第9条 既納の会費については、理由のいかんを問わず返還しないものとする。

(部会等の設置)

第10条 ビューローに、賛助会員相互間の情報交換、親睦等のため、部会等を設置することができる。

(委任規定)

第11条 この規程に定めるもののほか、賛助会員について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成7年12月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日前に賛助会員ではなかった旧広島市観光協会(以下「旧協会」という。)の解散のときの旧協会の会員については、この規程の施行日前に旧協会の規定に基づき行われた行為は、この規程中それに相当する規定があるものについては、この規定に基づき行われたものとみなす。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月24日から施行する。